特定非営利活動法人北海道児童福祉施設サービス評価機関定款

第１章　　総　　則

（目　的）

第１条　この法人は、北海道の児童福祉施設のサービスの質の向上と施設機能の専門性を図ることを目的として、児童福祉施設の福祉サービスに関する第三者評価事業を行うことにより、北海道の児童福祉体制に寄与することを目的とする。

（名　称）

第２条　この法人は、特定非営利活動法人北海道児童福祉施設サービス評価機関と称する。

（事務所）

第３条　この法人は、主たる事務所を北海道札幌市に置く。

第２章　　事　　業

（特定非営利活動の種類）

第 ４ 条　この法人は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動

（２）前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事　業）

第５条　この法人は、第１条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）社会福祉サービスを提供する児童福祉施設等が行うサービスの第三者評価

（２）サービス評価に対するフォローアップ

（３）サービス評価者の研修

（４）その他必要とされる事業

第３章　会　　員

（会員の種別）

第６条　この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（２）賛助会員　この法人の目的に賛同して、資金協力を行う個人及び団体

（入　　会）

第７条　正会員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し出るものとし、

理事長は、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

２　理事長は、前項による申し出があった者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（年会費）

第８条　会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事長が認めたものについては、この限りでない。

２　会費の種類、金額、納入方法等は、理事会で定める。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（１）退会届の提出をしたとき

（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

（３）継続して２年以上会費を滞納したとき

（４）除名されたとき

（退　会）

第10条　会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除　名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）この定款に違反したとき

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

（拠出金品の不返還）

第12条　第６条に定める者が納めた会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　　役　　員　　等

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

（１）理　事　　５名以上１０名以内

（２）監　事　　１名以上２名以内

２　理事のうち１名を理事長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選出する。

２　理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職　務）

第15条　理事長は、この法人を代表し、その活動をとりまとめる。

２　理事は、理事会を構成し、この定款の条項及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

３　監事は、次に掲げる業務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査すること。

（２）この法人の財産の状況を監査すること。

（３）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

（４）前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

（５）理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

（役員の任期）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３　補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（役員の解任）

第18条　役員が次の各号の一に該当するときは、総会に出席した正会員の３分の２以上の議決に基づいて解任することができる。この場合は、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

（１）心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

（役員の報酬）

第19条　役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の３分の１以下の範囲内で報酬を支給することができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（職　員）

第20条　この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

２　職員は、理事長が任免する。

第５章　総　　会

（種　別）
第21条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構　成）
第22条　総会は、正会員をもって構成する。

（権　能）
第23条　総会は、以下の事項について議決する。
（１）定款の変更
（２）法人解散
（３）法人合併
（４）事業計画及び収支予算の承認並びにその変更
（５）事業報告及び収支決算の承認
（６）役員の選任及び解任
（７）役員の職務及び報酬
（８）借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
（９）事務局の組織及び運営
（10）その他運営に関する重要事項

（開　催）
第24条　通常総会は、毎年１回開催する。
２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めたとき
（２）理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
（３）正会員総数の３分の１以上の者から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
（４）第15条第３項第４号に定めるところにより監事が招集するとき

（招　集）
第25条　総会は、前条第２項第４号の場合を除き、理事長が招集する。
２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号に定める場合は、請求の日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。
３　総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、総会開催日の７日前までに通知しなければならない。

（議長及び議事録署名人の選出）
第26条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から互選する。
２　議長は、正会員の中から議事録署名人を２人以上指名する。

（定足数）
第27条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議　決）

第28条　総会における議決事項は、第25条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の２分の１以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知されていない事項についても議決事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）

第29条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第30条　総会を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）総会の日時及び場所

（２）正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、第２６条第２項により指名された議事録署名人が署名、押印しなければならない。

第６章　理　事　会

（構　成）

第31条　理事会は、理事をもって構成する。

（権　能）

第32条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開　催）

第33条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）理事長が必要と認めたとき

（２）理事総数の３分の１以上の者から会議の目的である事項を示して請求があるとき

（３）第15条第３項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき

（招　集）

第34条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があった場合には、請求の日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。
３　理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、理事会開催の日の５日前までに通知しなければならない。

（議　長）
第35条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

（議　決）
第36条　理事会における議決事項は、第34条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の２分の１以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知されていない事項についても議決事項とする。
２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面表決等）
第37条　各理事の表決権は、平等なるものとする。
２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３　前項の場合において、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。
４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第38条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

第７章　資産及び会計

（資産の構成）
第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
（１）設立の時の財産目録に記載された資産
（２）会費
（３）寄付金品
（４）財産から生じる収入
（５）事業に伴う収入
（６）その他の収入

（資産の区分）

第40条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

（資産の管理）
第41条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

（会計の原則）
第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）
第43条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

（事業計画及び収支予算）
第44条　この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）
第45条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、収支予算成立までの期間に係る暫定予算を編成し、収入支出することができる。
２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予備費の設定及び使用）
第46条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）
第47条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）
第48条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
２　決算上余剰金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）
第49条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。
（臨機の措置）
第50条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは,総会の議決を経なければならない。

第８章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）
第51条　この定款は、総会において出席会員の３分の２以上の同意を得、変更することができる。この場合、法第25条第３項に規定する軽微な事項を除き、北海道の認証を受けて効力を得る。

（解　散）

第52条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議

（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

（３）正会員の欠亡

（４）合併

（５）破産

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の３分の２以上の承諾を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11第３項に掲げる者のうち、総会の議決により選定された他の特定非営利活動法人又は社会福祉法人に譲渡するものとする。

（合　併）

第54条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の３分の２以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第55条　この法人の公告は、この法人の主たる事務所に設置する掲示場に掲示するとともに、インターネット等を媒体として広く周知する。

第１０章　雑　　則

（雑　則）

第56条　この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長　　成　澤　哲　雄
理　　事　　鈴　木　幸　雄
理　　事　　秋　元　洋　志
理　　事　　髙　田　　哲
理　　事　　花　澤　佳　代
理　　事　　飯　浜　浩　幸
監　　事　　片　桐　元　惠

３　この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成１８年３月３１日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成１８年３月３１日までとする。

６　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

（１）正会員
入会金は１万円、年会費は１万円とする。

（２）賛助会員
入会金は０円、年会費は１口１万円とする。

この定款は、平成２０年１０月　９日から施行する。

この定款は、平成３１年　４月２３日から施行する。